

川西市建築確認申請業務支援システムに係る賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月

川西市 都市政策部 建築指導課

1 目的

この要領は、「公募型プロポーザル方式」により、川西市建築確認申請業務支援システムに係る賃貸借業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 川西市建築確認申請業務支援システムに係る賃貸借
- (2) 業務内容 別紙仕様書の通り
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで
(契約形態は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約(賃貸借契約)とする。)
- (4) 委託金額 26,748,900 円(消費税及び地方消費税を含む)
(支払いについては、発注者に本システムを引き渡した日の翌日から本契約の終了日まで毎月毎に算定するものとし、各年度における使用期間に応じた額を毎年 3 月にまとめて支払うものとする。また、概要書自動発行機導入に関する金額は 4,200,000 円を上限とし、本年度 3 月に支払うものとする。)
上記金額を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加者に関する要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
 - イ 本市の一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者で、本市で指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
 - エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
 - オ 川西市暴力団排除に関する条例(平成 24 年川西市条例第 5 号)第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者であること。
 - カ 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに建築確認申請業務支援システムの構築、改修等業務を実施した実績を有すること。
 - キ 以下の認証を全て取得していること。
 - ・品質マネジメントシステム適合性評価制度による公的外部機関の ISO9001
 - ・環境マネジメントシステム適合性評価制度による公的外部機関の ISO14001
 - ・情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の ISO27001

(情報セキュリティ)

・「個人情報保護に関する事業者認定制度」による JISQ15001 (プライバシーマーク)

- (2) 配置予定の主任技術者に関する要件
 - ア 主任技術者は、建築確認業務支援システムの導入実績を有する者であること。
- (3) 配置予定の照査技術者に関する要件
 - ア 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者であること。
- (4) 主任技術者及び照査技術者は、それぞれ1名であること。
- (5) 主任技術者と照査技術者の兼任はできない。
- (6) 配置予定の技術者は参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、参加申込書提出日時点で3か月以上の雇用関係を有する者であること。
- (7) 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が本市の一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に掲載されている者である場合、当該事務所は指名停止の措置を受けていない者であること。

4 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書(様式5)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年4月16日(金)17時00分まで
- (2) 提出方法 質問書(様式5)を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市都市政策部建築指導課(市役所5階4番)
TEL: 072-740-1204(直通) 担当: 谷・平田
(Eメール: kawa0201@city.kawanishi.lg.jp)
- (4) 回答方法 令和3年4月23日(金)に市ホームページに掲載する。
質問がなかった場合は、その旨を掲載
トップページ > 事業者向け > 入札・契約 > プロポーザル >
川西市建築確認申請業務支援システムに係る賃貸借プロポーザル実施について

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年4月19日(月)17時00分まで
- (2) 提出書類 参加申込書(様式1)
会社概要書(様式2)
業務実績書(様式3)
実施体制(様式4)
- (3) 提出部数 正本1部

- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。
- (5) 提出先 前記4（3）と同様
- (6) 参加資格審査等 参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和3年4月23日（金）までにその旨を通知する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年5月10日（月）17時00分まで
 なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (2) 提出書類 企画提案書表紙
 企画提案書
 原則としてA4版で作成する
 提案内容は20ページ以内（表紙、目次は別）とする。
 見積書（任意様式）
- (3) 提出部数 正本1部 副本7部、電子データ（CD-R）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。
- (5) 提出先 前記4（3）と同様
- (6) 企画提案書作成要領 「川西市建築確認申請業務支援システムに係る賃貸借特記仕様書」に基づき、下記項目について企画提案書に記載のうえ、提出してください。

<記載項目>

項目	内容
1. 導入システム	導入予定の建築確認支援システムの概要やコンセプトなど
2. 機能要件	操作性（画面レイアウト等）や基本機能（検索・印刷・登録・編集・レイヤ追加等）の概要
3. 工程計画についての考え方	データ移行やシステム導入、保守に関するスケジュールと内容
4. 情報セキュリティについての考え方	本業務で扱う情報に対するセキュリティ対策・体制・データ取扱い等について。
5. 運用方法の考え方	バックアップ頻度、障害・災害時の対応、実施内容及び体制など。
6. 利用者に対するサポートの考え方	システムに対するサポート体制や、操作に対する説明会等について。
7. 独自提案・将来提案	その他有益な機能、サービス等があれば記載。

7 事業者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時・場所

令和3年5月17日(月)川西市キセラホール 大会議室(予定)

ただし、別途正式決定し、参加申込書(様式1)に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間

1事業者につき35分以内(プレゼンテーション25分以内[市からの説明時間含む] 質疑応答10分以内とする。) 冒頭の市からの説明時間は2~3分程度

ウ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者(主任技術者又は担当技術者)が行い、出席者数は5名以内とする。プロジェクタ用スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの日時、会場、留意事項等は、企画提案書等の提出後、別途通知する。

(2) 選定方法

ア 事業者の選定は、市が選定委員会を設置し、同委員会が前記2(1)に係る委託事業者を選定する

イ 技術提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

(3) 選定基準

審査委員会において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査にあたっては、別紙評価項目により判断することとし、評点の高い提案者を選定し、審査委員会で協議の上、予算の範囲内で最も優れた提案を行ったと認める1社を委託先候補者として決定する。なお、参加事業者が1社の場合でも、同様の審査を行ったうえで委託先候補者として決定する。

(4) 結果の公表

選定結果は市ホームページで公表するとともに全ての参加事業者に文書で通知する。また、審査経過及び結果についても市ホームページで公表する。

(5) 非選定理由に関する事項

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約の締結

前記7(2)により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書(任意様式)を基に契約を行うものとする。また、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167

条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

9 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

10 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングでの発言・提案内容は、契約条件(事業者が達成すべき業務水準)として採用されるため留意すること。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例(平成4年条例第8号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。なお、契約に係る例規等については以下(市ホームページ)で確認すること。
<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/1004219/index.html>
- (10) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (11) 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。

- (12) 参加申込書及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (13) 参加申込書及び技術提案書等の取扱い
 - ア 提出された参加申込書及び技術提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加申込書及び技術提案書等は返却しない。
 - ウ 提出された参加申込書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (14) 提出期限以降における参加申込書、技術提案書等及び資料の差し替え又は再提出は認めない。また、参加申込書及び技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければならない。
- (15) 技術提案書の内容については、原則として契約内容に反映するものとし、提案内容の正確な理解、適切な特記仕様書の作成のために必要と判断した場合は、業務内容についての意見交換を行うこととする。
- (16) 事業者の選定後に、提案内容を適切に反映した契約仕様の作成のため、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (17) 技術提案書の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

11 スケジュール

項目	日程
質問の受付	令和3年4月16日(金)17時00分まで
参加申込書等の受付	令和3年4月19日(月)17時00分まで
質問の回答	令和3年4月23日(金)
技術提案書等の受付	令和3年5月10日(月)17時00分まで
プレゼンテーションの実施	令和3年5月17日(月)
選定結果通知	令和3年5月24日(月)
契約締結及び業務推進における打合せ	令和3年6月上旬

12 問合せ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市都市政策部建築指導課(市役所5階4番)担当:谷・平田

TEL:072-740-1204(直通)/FAX:072-740-1317

E-mail:kawa0201@city.kawanishi.lg.jp